

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

秦野市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 12 月 4 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、火災時に短時間で避難することができる小規模な建築物の一部について、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを求めないこととするため、改正するものであります。

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項本文中「3階が長屋の用途に使用される建築物」の次に「（階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの（政令第110条の5に定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）を除く。）」を加える。

第46条第4項中「使用される建築物」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(長屋の構造等)</p> <p>第25条 3階が長屋の用途に使用される建築物<u>(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(政令第110条の5に定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。))</u>を除く。)は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で規則で定める基準に適合するものとし、4階以上の階が長屋の用途に使用される建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に使用される部分のない建築物にあっては、準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに規定する基準に適合する建築物とすることができる。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に使用される建築物<u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。))</u>は、耐火建築物としなければならない。</p>	<p>(長屋の構造等)</p> <p>第25条 3階が長屋の用途に使用される建築物は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で規則で定める基準に適合するものとし、4階以上の階が長屋の用途に使用される建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に使用される部分のない建築物にあっては、準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに規定する基準に適合する建築物とすることができる。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に使用される建築物は、耐火建築物としなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

火災時に短時間で避難することができる小規模な建築物の一部について、耐火建築物等とすることを求めないことについて

(条例第 2 5 条、第 4 6 条関係)

1 法改正の概要

建築基準法第 2 7 条第 1 項において、不特定多数が利用する建築物は、火災時の在館者の避難安全性を確保するため耐火建築物等としなければなりません。そのうち、同項第 1 号において指定されている 3 階の共同住宅等及び第 4 号において指定されている主階が 1 階にない劇場等については、延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満の小規模なものは、避難経路が短く、短時間で避難することができるという技術的知見を踏まえ、平成 3 0 年の法改正（本年 6 月 2 5 日施行）により、耐火建築物等としなければならない建築物から除外されました。

2 条例改正の概要

本市条例では、3 階以上の長屋並びに避難階以外の階に主階がある公会堂及び集会場については、長屋は共同住宅と、公会堂及び集会場は劇場とそれぞれ類似した利用がされる建築物であるため、条例においてこれらの建築物と同様の規定を設けていますが、今回の法改正の趣旨を踏まえ、3 階の長屋並びに避難階以外の階に主階がある公会堂及び集会場についても、階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のものについては、耐火建築物等とすることを求めないこととするものです。

耐火建築物等としなければならない建築物			
建築基準法 第27条第1項	第1号（3階以上のもの）		
	共同住宅、劇場、映画館、公会堂、集会場、診療所、学校、百貨店 等		
	第4号（主階が1階にないもの）		
	劇場、映画館、演芸場		
建築基準条例	法で指定している上記の用途と類似している建築物として次のものを指定 第1号の類似用途：長屋 第4号の類似用途：公会堂及び集会場 (避難階以外の階に主階があるもの)		
建築基準法及び建築基準条例の改正の内容			
	改正前		改正後
建築基準法 第27条	3階以上の共同住宅	⇒	左記のうち、3階で延べ面積が200㎡未満（ <u>警報設備を設けたものに限る。</u> ）を除く。
条例 第25条	3階以上の長屋		左記のうち、3階で延べ面積が200㎡未満（ <u>警報設備を設けたものに限る。</u> ）を除く。
建築基準法 第27条	主階が1階にない劇場	⇒	左記のうち、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものを除く。
条例 第46条	避難階以外の階に主階がある公会堂、集会場		左記のうち、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものを除く。